

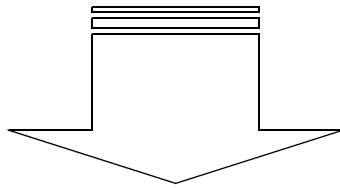
# 離職した介護人材の再就職準備金 貸付について

この貸付は介護職員として再就職する際に必要となる再就職準備金の貸付限度額40万円以内の貸付です。再就職し、2年間介護職員として従事いただくと返済を全額免除になります。貸付回数は1人につき1回です。

返済の免除のすべての手続きが完了するまで、いろいろな届出や手続きを行っていただく必要があります。必要な届出をしないでおくと、全額返還の対象になってしまうことがありますので注意してください。

下記の図は求職の相談から全額免除の条件に至るまでの流れを示しています。それぞれの事項にあてはまる日から出来るだけ早く届出をしてください。

人材センターへ離職の届出、相談

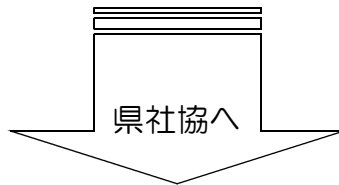


介護事業所または、施設へ再就職内定（決定）※1

【申込】再就職決定後概ね1ヶ月以内に

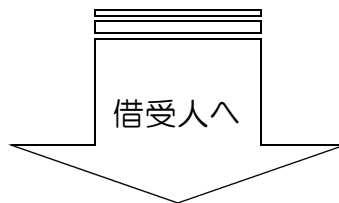
- 再就職準備金利用計画書(第1-2号様式)
- 再就職準備金貸付申請書(第1号様式)
- 再就職決定の場合：業務従事届(第10号様式)
- 再就職内定の場合は内定がわかる書類提出
- 住民票添付（連帯保証人も必要です）
- 誓約書(第4号様式)
- 連帯保証人の所得証明書

※貸付限度額は40万円以内です。（申請は千円単位）



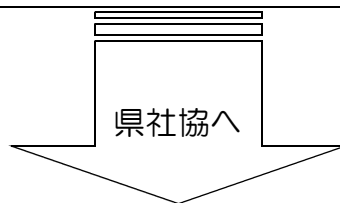
【貸付決定後県社協から】

- 離職した介護人材の再就職準備金貸付決定通知書（第7号様式）
- 再就職準備金振込口座申請書（第5号様式）
- 再就職準備金借用証書（第6号様式）



【借入希望者から県社協へ】

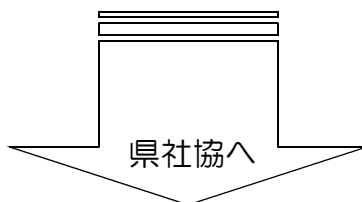
- 再就職準備金振込口座申請書（第5号様式）
- 再就職準備金借用証書（第6号様式）※収入印紙貼付
- 印鑑登録証明書添付（連帯保証人も必要です）
- 通帳の写し（口座名義、口座番号が表記されている部分）



指定口座に送金

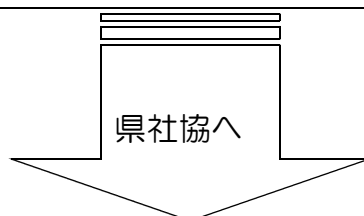
【就職したら】

- 再就職準備金返還猶予申請書（第9号様式）
- 業務従事届（第10号様式）申請時に内定であった方



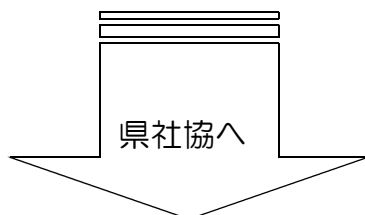
【6ヶ月に一回従事していることを確認します。】県社協から文書を送付します。

業務従事期間証明書（第11号様式）  
※業務従事先の証明



【2年間従事すると】

再就職準備金返還免除申請書（第8号様式）  
業務従事期間証明書（第11号様式）



本会が返還免除に該当すると判断したとき  
→免除確定

※返還免除対象業務に従事した期間が2年に満たない場合であっても、1年以上の期間、返還免除対象業務に従事した場合は、返還の一部が免除となります。

※1 再就職の対象となるのは・・・

居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第1号通所事業を実施する事業所に介護職員として就労した者です。

こんな時は・・・

- (例)
- ・名前が変わりました・・・氏名等変更届（第12号様式）
  - ・住所が変わりました・・・氏名等変更届（第12号様式）
  - ・勤務先が変わりました・・・業務従事先変更届（第13号様式）と  
業務従事期間証明書（第11号様式）(変更前の従事先)
  - ・介護の仕事以外に転職しました他府県の施設に勤務することになりました  
返済していただくことになります。・・・氏名等変更届（第12号様式）

連帯保証人は・・・

借受人と別世帯の、申請日において65歳未満であり、安定した収入のある方とします。

\*異動に関する届出書類や提出方法等詳細は個別にお問い合わせ下さい。  
「5ページからから各様式があります。コピーして使用してください。」